

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和3年7月5日及び令和4年1月28日（諮問第112号）

答申日：令和4年5月23日（答申第92号）

事件名：「委託業務審査会及び委託業務審査会部会の議事録及び会議資料」に係る
一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、「委託業務審査会及び委託業務審査会部会（平成30年度第5回及び令和元年度第9回委託業務審査会並びに平成28年度第9回、平成28年度第17回、平成29年度第9回、平成30年度第2回、平成30年度第4回、平成30年度第12回、令和元年度第5回、令和元年度第15回及び令和2年度第12回委託業務審査会部会）の議事録及び会議資料」（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、妥当である。

なお、本件対象文書中、平成28年度第17回委託業務審査会部会の議事録及び会議資料については、処分庁が対象文書を誤って公開したことから、令和3年11月5日付けで公開決定の一部取消しがされており、改めて同日付で一部公開決定がされているところ、当該一部公開決定に対する新たな審査請求はなされていない。したがって、当該公開決定の一部取消しに係る部分に関する審査請求は、審査請求の利益を失い、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和3年3月30日付け2豊契第79

号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和3年4月13日付け審査請求書及び令和4年3月30日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 条例の目的は、市民に説明する責任を全うすることにある、非公開とする情報は必要最小限に留めるべきとしている。本件対象文書は市民の共有財産であり、市民の知る権利を最大限保障するためには、非公開とするのは個人の氏名など必要最小限にすべきである。また、条例第6条は、当該情報を公開してもよいし、公開しなくてもよいといった意味の判断の裁量を認めたものではない。さらに、本件対象文書は、公金の支出に関わる情報であり、住民監査請求の対象であり、住民の監視にさらされるべき文書である。
- (3) 本件対象文書は、教育政策課の岩田小学校始め52校自家用電気工作物保安全管理業務及び豊岡中学校始め22校自家用電気工作物保安全管理業務と、廃棄物対策課の不法投棄防止監視業務、産業廃棄物関係施設等監視業務（以下これらを合わせて「本件委託業務」という。）の2課に関わる委託業務審査会等の議事録等である。

この2課の業務委託は、指名競争入札で行われており、豊橋市は入札参加者の指名基準を設定し、審査を行っている。業者の選定や資格審査の権限は豊橋市にあり、虚偽の登録か否かは豊橋市の審査能力によっている。

豊橋市は、非公開の理由として、公開すると業者が指名基準に沿うように登録を行うおそれがあり、市の適切な入札に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、業者に対して適切な審査をすることは市の職員の責務であり、問われるのは豊橋市の審査能力であるので、これを理由として市民の知る権利を侵すことは不当である。

(4) 本件委託業務は、安全な学校教育の運営や市民の安全安心な暮らしに通ずる契約であり、豊橋市には適正な入札が行われているかについて説明する責任があるが、非公開とされた文書では、いかなる審査が行われたか、どの程度の公金が投入されているかわからないほどに非公開となっている。

(5) 指名競争入札は、契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項で準用される第167条の4第1項（編集注：第1項第1号と思われる。）と定められている。審査請求人が調査したところ、本件委託業務の入札に参加した複数の業者からは、個人経営であるので多くの点検はできないとの回答があった。豊橋市はこれについて調査していないが、小学校52校、中学校22校の全校の保安管理業務ができるかということ審査すべきであり、本来は個人業者を指名してはならない。

また、審査請求人が調査したところ、平成28年から令和2年の5年間、本件委託業務に係る入札は、落札者、辞退業者等が全て同じであった。これでは、市民が不正があると思うのは当然である。

さらに、入札の価格は当初300万円前後が6年で700万円近くに上がっており、価格を公開すると、将来の入札に影響するとは考えられない。

(6) 条例第7条第1項第7号本文の「おそれ」は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、おそれの程度も、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、これらに対応するおそれの説明がされていない。

(7) 以上から、原処分は市民の知る権利をないがしろにした処分であり、原処分を取り消し、速やかに非公開部分を公開すべきである。

第3 処分庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 審査請求人は、令和3年3月16日付けで処分庁に対し、条例第5条の

規定に基づき、公文書の件名を「教育政策課 岩田小学校始め52校自家用電気工作物保安管理業務及び豊岡中学校始め22校自家用電気工作物保安管理業務、廃棄物対策課 不法投棄防止監視業務、産業廃棄物関係施設等監視業務の指名業者選定に関わる委託業務審査会及び委託業務審査会部会の開催された年月日、議事録、審査委員名等の資料 平成28年度から令和2年度までの資料の一切」として、本件対象文書に係る公開請求を行った。

(2) これに対し、処分庁は、「委託業務審査会及び委託業務審査会部会（平成30年度第5回及び令和元年度第9回委託業務審査会並びに平成28年度第9回、平成28年度第17回、平成29年度第9回、平成30年度第2回、平成30年度第4回、平成30年度第12回、令和元年度第5回、令和元年度第15回及び令和2年度第12回委託業務審査会部会）の議事録及び会議資料」を本件公開請求の対象となる公文書と特定した上で、令和3年3月30日付け一部公開決定の原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の非公開部分に不服があるとして、同年4月13日付で本件審査請求を提起した。

2 非公開とした部分及びその理由について

(1) 本件対象文書中、原処分により非公開とされた部分は、議事録にあつては指名業者の選定要件及び委員の発言部分、会議資料にあつては業務名、業者名、選定要件、予算額等である。

(2) 委託業務審査会及び委託業務審査会部会（以下「本件審査会等」という。）は、入札参加資格者名簿に登録された業者から指名競争入札に参加する業者を選定するために審議等を行うものであり、議事録には指名業者の選定要件及び委員の発言内容が、会議資料の欄外には指名業者の選定要件がそれぞれ記載されている。これらが公開されると、選定要件が明らかになり、履行能力がないにもかかわらず、当該選定要件に沿うように業者登録がなされ、市の入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると

もに、そのような業者が入札した場合は、契約の履行の確保ができない事態が生じ、市の財産上の利益又は契約当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

- (3) 会議資料の表中及び欄外には、業者名、予算額、金額等が記載されており、業者名を公開すると、将来行われる同種の入札等において指名されうる業者が推測される。同じく、予算額等の欄には予定価格の基礎となる額が記載されており、これらが公開されると、本件委託業務が毎年度反復継続される業務であることから、次年度以降の入札等における予定価格を推測することができる。

これら業者名や予算額等が公開されることにより、将来における同種の入札等において、業者や業者間の談合を誘発し、業者間での適正な競争を阻害し、市の入札事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、市の財産上の利益又は契約当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

3 結論

以上のとおり、非公開とした部分は、条例第6条第1項第7号柱書及び同号イに該当するため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月 5日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和4年3月30日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書の非公開部分について

本件対象文書の非公開部分は、本件審査会等の議事内容のうち、議事録にあつては指名業者の選定要件及び委員の発言部分、会議資料にあつては業務名、業者名、選定要件、予算額等であり、本件審査会等においてどのような審査がなされたのかを知ることができる情報である。

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めており、処分庁は、非公開部分は条例第6条第1項第7号柱書及び同号イに該当するため、非公開とした原処分は妥当であると主張している。そのため、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1項第7号柱書及び同号イの趣旨

ア 条例第6条第1項第7号柱書は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とするものとし、同号イは、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項として「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を例示している。

イ 同号の趣旨は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めていると解される。

ウ もっとも、条例第6条第1項本文の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と

支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

(2) 本件対象文書の非公開部分は、条例第6条第1項第7号柱書及び同号イに該当するか。

ア 本件対象文書は、第3の1(2)で処分庁が特定したとおりであり、非公開部分は、第5の1のとおりである。

イ 本件審査会等は、「豊橋市委託業務審査会要綱」(以下「審査会要綱」という。)及び「豊橋市委託業務審査会部会要綱」(以下「部会要綱」という。)に基づき設置された市職員のみで構成される審査会であり(審査会要綱第5条、部会要綱第5条)、「予定価格1件1,000万円以上の委託業務の指名競争入札等に参加する者…の選定及び指名に関する事」と及び「予定価格が、1件1,000万円未満の指名競争入札等の委託業務の業者の選定及び指名に関する事」が審査事項とされている(審査会要綱第2条第2号、部会要綱第2条第1号)。

ウ 審査会要綱、部会要綱ともに、指名競争入札等の業者の選定の審査に当たっては、「業務施行能力、信用度、業務経歴、許認可の取得状況等を総合的に審査し、適正に決めなければならない」と定めている(審査会要綱第3条、部会要綱第3条)。

エ また、委託業務の指名業者の選定に当たっては、「豊橋市物品購入及び委託業務指名業者選定要領」に基づき、豊橋市物品等入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者から選定することとされており、名簿には、会社名や住所等のほかに、当該企業等が施行することができる業務名、希望順位などを登録することとなっている。

オ このように、指名競争入札等の業者の選定の審査に当たっては、業務の施行能力や業務の経歴など、業者が名簿に登録した情報をもとに、適正かつ公

平に審査をすることが求められており、当該適正公平な審査のためには、対象となる業者には、自己に有利になるように恣意的な名簿の登録を行わないことが求められているといえる。

カ 以上を踏まえて、本審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、業者をどのように選定しているか、業者が名簿に登録している情報のうちどのような項目に着目しているかなど、指名競争入札の業者を選定する上で、特に重要な情報が記載されていることが伺える。

確かに、本件対象文書の非公開部分を公開することにより、審議内容の透明性や公正な審査に資する面があることは否定できない。

しかし、前述のように、本件対象文書には、指名競争入札において指名される業者の選定に関する情報が記載されており、これを公開することにより、業者が自身の業務の施行能力や経歴等にかかわらず、例えば、実績のない業務を登録したり、履行能力がないにもかかわらず希望順位を上位に設定するなど、当該業務において指名されやすいように名簿の登録をするおそれがある。

このような恣意的な登録が行われると、市の業者選定において、名簿の情報をもとに選定するのではなく、当該業者の業務の施行能力等をその都度全て調査や照会するなどの必要が生じ、これにより市の審査業務に多大な時間と労力がかかり、ひいては市の適正な契約業務の遂行に支障が及び、結果的に業者の選定に不合理な結果を招くことは具体的にみて相当の蓋然性をもって予測されるといえる。

また、指名業者として選定された業者名や予算額等が公開されることにより、将来行われる同種の入札等において、指名されうる業者や予定価格等が推測でき、業者間での談合等を誘発し、これにより業者間の適正な競争が阻害され、市の入札業務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるといえる。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき非公開とした部分は、条例第6条第1項第7号柱書及び同号イに該当し、これを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

なお、本件対象文書中、平成28年度第17回委託業務審査会部会の議事録及び会議資料についての審査請求は、第1の記載のとおり、却下されるべきであると判断した。

(第2部会)

委員 河邊伸泰、委員 菅生剛弘、委員 松村享